

市立小中学校の転学手続きについて

市外から転入した場合

1. 転入届出の際、「転学通知書」の交付を受けてください。
2. 指定された新しい学校へ「転学通知書」と、前校から交付された「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を提出し、転入学の手続きをしてください。

市外へ転出する場合

1. 現在通学している学校へ転校する旨をお伝えください。
(異動する日が決まり次第、転入予定の学校へ事前に連絡をしてください。)
2. 転出届出の際、「転学通知書」の交付を受けてください。
3. 通学している学校へ「転学通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けた後、転出先の市町村で転入学の手続きをしてください。

(注) 市町村により多少手続きが異なる場合がありますので、詳しくは転出先の市町村教育委員会へお問い合わせください。

市内で転校する場合

1. 現在通学している学校へ転校する旨をお伝えください。
(新しい学校へ事前に連絡をしてください。)
2. 転居届出の際、現在通学している学校へ提出用と、新しい学校へ提出用の2通「転学通知書」の交付を受けてください。
3. 現在通学している学校へ「転学通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。
4. 新しい学校へ「転学通知書」、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」の3点を提出し、転入学手続きをしてください。

手続きの窓口

教育委員会 学校教育課 (小川総合支所2階)
市民課 (小美玉市役所本庁1階)
玉里総合窓口課 (玉里総合支所1階)

その他、指定校以外の学校へ通学を希望する場合や、児童生徒が海外へ転出する場合も手続きが必要となりますので、各窓口でご相談ください。

※ このページに関するお問い合わせ先

TEL 0299-48-1111 (内線2223~2224番)

教育委員会 学校教育課 学務係

お問い合わせの際は、『転学の手続きについて』とお伝え下さい。